

TAKAE Press

2019
秋

国民民主 Press
KOKUMIN MINSHU PRESS
愛参7区版 国民民主プレス編集部
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-1 TEL:03-3595-9988(代表)
MAIL:press@dpfp.or.jp URL:https://www.dpfp.or.jp

公式ホームページ

http://itoutakae.info/



発行日 / 令和元年10月10日発行
・通常号 定価1部100円(税込)
・年間購読料 2,000円(送料含む)
発行所 / 国民民主党愛知県参議院選挙区第7総支部 参議院議員 伊藤たかえ事務所
〔愛知事務所〕〒456-0002 愛知県名古屋市中区金山町1-5-3 トワ金山ビル7F TEL 052-683-1101 FAX 052-683-1102
〔国会事務所〕〒100-8962 東京都千代田区永田町2丁目1-1 参議院議員会館1008号室 TEL 03-6550-1008 FAX 03-6551-1008



第25回参議院議員通常選挙へのご支援ありがとうございました。
仲間の当選に向け全国を疾走!

参議院議員 伊藤たかえ

国会活動

2018年10月24日より12月10日までの48日間を会期とする第197臨時国会および、2019年1月28日より6月26日までの150日間を会期とする第198通常国会、2019年8月1日より8月5日までの5日間を会期とする第199臨時国会が閉幕しました。

【第197臨時国会】

文教科科学委員会 大臣所信に対する質疑

11/15

小学校で正式教科となった道徳の「心を教育してイジメをなくす」方針への違和感(心なんて教育出来ない)伝えるべきは、誰かを苛めたいという内心の存在を認めた上で、それらを実際の行動に移してはいけないということでは?文科大臣にご所見を伺った他、ブロックチェーンで学習ログを日常的に記録することで一発勝負の大学入試をなくし「学習社会」から「学習歴社会」に転換させていく必要性について意見を述べました。

文教科科学委員会 参考人質疑

11/29

内閣から提出された原子力損害賠償法改正案に、電力事業者や利害関係者の「責任」、国の「役割」と書かれていることに対する課題感(国策で原子力政策を進めたのだから「役割」ではなく、国の「責任(社会的でなく法的)」を明文化するのが妥当ではないか?参考人のご見解を伺いました。

文教科科学委員会 原賠法改正案質疑

12/4

国民民主党として修正案を提出しました。残念ながら反対多数で否決されましたが、その内容は付帯決議に盛り込みました。

ランドセルの会発足

8月13日に実施した有志勉強会の様子

第1弾 ランドセル代などの就学援助金の入学前支給について
第2弾 行政による養育費保証支援(※1)について
第3弾 窓口ハラスメント(※2)対策について

※1…シングルマザーの生活困窮の大きな要因のひとつが養育費の途絶。養育費に関する公正証書の作成支援や保証支援など、既に兵庫県明石市や大阪市ではフィジビリティが始動中。
※2…児童扶養手当は「事実婚関係がある場合は対象外」とされるため、シングルマザーが児童扶養手当の申請に行った際、行政窓口で交際相手や妊娠の有無を再三確認されるハラスメント。

Topics

視覚障がい者などの読書環境の整備の推進に関する法律案(読書バリアフリー法)立法

草案提出者として初めて答弁席に

「伊藤たかえと創る0歳からの音楽祭」開催

演者もママパパ。会場もママパパ。泣いてもOK!走り回ってもOK!のキッズクラシックコンサートを250名をお迎えして開催。

国民民主党「政見放送」出演

中央公論「井手教授と考える新しい社会」発売

オーストラリア大使館「2019年国際女性デーイベント」パネラー

第8回 日中議員会議参加のため中国を公式訪問(2019年2月17日~19日)

超党派の10名からなる参議院日中交流議員団

全人代のナンバー3 栗戦書全人代常務委員会委員長に謁見

国民民主党青年局研修で台湾を訪問(2019年8月26日~29日)

45歳以下の青年議員20名からなる訪台団で陳建仁副総統に謁見

Profile

参議院議員 伊藤 たかえ

1975年(昭和50年) 6月30日 名古屋市生まれ。1998年に金城学院大学文学部卒業後、テレビ大阪に入社、報道記者として事件取材やドキュメンタリー番組を制作。2013年株式会社リクルート育休中に金城学院大学非常勤講師着任。2016年参議院議員選挙にて初当選。「子どもを育てる。仕事をする。大切な人を介護する。この当たり前の営みの両立が、こんなに息苦しくない社会を創りたい」との公約を日々当事者として噛みしめる6歳と4歳の女の子の母。

MEDIA

メディア掲載

2018 12.10 BS-TBS 報道1930 特集「今年の国会振り返りと今後の日本の行く末について」

2018 10.19 BS-TBS 報道1930 特集「政界と女性議員」

2019 3.8 中央公論4月号 慶應義塾大学井手英策教授鼎談記事「若手議員が熱血討論!支持率1%の国民民主党 覚悟と執念で進もうが!」

2019 2.8 毎日新聞政治プレミア 子ども不在の政治を変える心震える政策を

2019 1.5 東京すくすく ママパパ議連 本音で話しちゃう!「ただただ、仲間が欲しかった」

2019 6.11 東海テレビ ニュースONE 参議院議員の役割は?

2019 6.4 日経新聞電子版 国会で広がる子育ての輪(写真でみる永田町)

2019 4.24 Yahoo! Japan Future Questions 新しい日本を創る改革とは若き政治家は未来をいかに描くか

2019 8.28 Domani(ドマーニ) 私たちが「新・ドマーニ」33人です! Domaniとは? 「ニッポンのワーキングマザーはカッコイイ!」を合言葉に、雑誌やWEB、SNSを展開する小学館のワーキングマザー向けファッション誌。今後1年間「Domani(ドマーニ)」として取材やコラムを担当します。

2019 8.2 YouTubeみこちゃんねる 議員会館にキッズスペース! ママさん議員と娘たち【政治家の娘シリーズ】3歳の街頭演説がプロ並

※みこちゃん(大学3年生)は近藤和也衆議院議員(石川3区)のお嬢さま

ランドセルの会発足

ランドセル代などの就学援助金の入学前支給について仲間の議員たちが各議会で取り組んでくださった結果、愛知県下54自治体中53自治体で前倒し支給が決定しました。子ども・子育て政策を更に推進するため、国民民主党、立憲民主党、無所属の自治体議員と共に「ランドセルの会」を発足しました。

8月13日に実施した有志勉強会の様子

第1弾 ランドセル代などの就学援助金の入学前支給について
第2弾 行政による養育費保証支援(※1)について
第3弾 窓口ハラスメント(※2)対策について

※1…シングルマザーの生活困窮の大きな要因のひとつが養育費の途絶。養育費に関する公正証書の作成支援や保証支援など、既に兵庫県明石市や大阪市ではフィジビリティが始動中。
※2…児童扶養手当は「事実婚関係がある場合は対象外」とされるため、シングルマザーが児童扶養手当の申請に行った際、行政窓口で交際相手や妊娠の有無を再三確認されるハラスメント。

伊藤たかえ事務所

〒456-0002 愛知県名古屋市中区金山町1-5-3 トワ金山ビル7F

TEL 052-683-1101
FAX 052-683-1102
E-mail mail@itoutakae.info

@itoutakae0630 itoutakae
@itoutakae0630 伊藤孝恵

伊藤たかえホームページ
http://itoutakae.info/

超党派 ママパパ議員連盟 の活動

2018年3月1日。16人で始めた議連は今や80人を超える大所帯になりました。子ども子育て政策に党派を超えて取り組むことや、子育て世代の声を我がものとして聞ける議員を増やすため、チャレンジを続けています。

超党派ママパパ議員連盟

1周年記念総会 (2019年3月6日)

ママパパで取り組んできた乳児用液体ミルク(3月11日店頭発売)をお披露目。



子育てサイト 東京すくすくで

リレーコラム「本音で話しちゃう!」開始

本音で話しちゃう!

- 第1回の内容は裏表紙のQRコードから!
- 第1回 伊藤孝恵(国民民主党) → 第2回 寺田学(無所属)
 - 第3回 加藤鮎子(自民党) → 第4回 蓮舫(立憲民主党)
 - 第5回 里見隆治(公明党) → 第6回 朝日健太郎(自民党)
 - 第7回 吉良佳子(共産党) → 第8回(予定) 片山 大介(日本維新の会)

「ママたちの選挙を考える」要請書を

各党代表に申し入れ (2019年5月28日)

憲政史上最大数の女性が立候補する参議院議員選挙を前に各党代表に申し入れを行いました。



【申し入れ内容】 女性候補者の選挙戦における課題の把握に関する要請書

「政治分野における男女共同参画推進法」施行後初の大型選挙であった「第19回統一地方選挙(2019年4月7日/21日)」には、多くの女性が挑戦し、その中には政治未経験者や子育て世代、介護に直面する女性の姿があったことは、大いなる希望でした。しかし一方で、彼女たちの前に立ちはだかる壁もまた多く存在し、それが顕在化された時間であったことも事実です。

2018年3月1日に党派を超えて設立された「超党派ママパパ議員連盟(会長:野田聖子 会員数:78名)」では、2019年5月28日に「ママたちの選挙を考える」を議題とした総会を開催し、女性候補者や女性議員の取材が続いている自身も子育て中の女性新聞記者・政治未経験ながらも愛知県議会議員選挙に立候補した4人の母親である候補者・政治学者(上智大学法学部教授 三浦 先生)の三方からみた、女性候補者の選挙戦における課題や提言を頂いた後、議員間での討議を行いました。

本日は、当日の議事録やアンケート結果をお届け致します。今後、女性候補者の選挙戦における課題を各党でも把握し、対応頂きと共に、それに留まらず「政治分野における男女共同参画推進法」の理念を鑑み、女性政治家の誕生や育成、両立支援などに、特段のご尽力を賜りたく、ここに要請いたします。

詳細はP5
コラム参照

霞が関で働くママパパたちの

「働き方改革」を考える (2019年6月20日)



2019
3/22
予算委員会 一般質疑

児童虐待による死亡事例で最も多いのは「0歳0カ月0日0時間」つまり産声を塞がれて亡くなる子ども達です。子育て世代包括支援センターをいくつ整備しても、産声を塞ぐ母親は相談窓口には辿り着きません。行政と繋がるのが難しい妊婦がいる。この事実政治は向き合わねばなりません。厚労大臣に、内密出産制度の検討や赤ちゃんポストの法的位置付けの整理を求めました。

▼4月19日 本会議 大学修学支援法質疑



大学修学支援法と学校教育法改正案という全く別の法案が一括審議されることに対する疑義や、この法案によって在学生徒や中所得世帯の支援金額が中止や減額になる可能性がある制度設計不備の指摘のほか、シングルマザーシェアハウスやランドセルなどの就学援助金の入学前支給に係る制度の改善を文科大臣に求めました。



2019
3/20
文教科学委員会 予算委嘱審査

文化、人的交流などのソフトパワーを活用した、アジア太平洋における平和の実現に資する日本外交について参考人にご意見を伺いました。日中、日韓の若者交流行事でよく行われる「事なかれディスカッション」をやめ、若い時にこそ、お互いの価値観をぶつけ合う「心震えるディスカッション」の場を用意することこそ、未来において我々の想像を超える両国関係を構築する唯一の方法ではないか?意見を述べました。



2019
2/27
国際経済・外交に関する調査会 参考人質疑

児童で事故があった場合には、国がその情報を集約して検証する仕組みがあるのに、なぜ放課後デイについては自治体の報告を求めるだけなのか?手厚いサービスによって子どもの生活力が上がると報酬が低くなるという制度の矛盾をなぜ放置しているのか?児童発達支援管理責任者を置かなければ報酬は減算されるのに、児童館を養成する研修が追いついていない実態を把握しているのか?など、障がいを持つ子ども達の学びの場について文科大臣にご所見を伺いました。



2018
12/6
文教科学委員会 一般質疑



▼NHK
国会中継



参議院第1委員会室

MEMO

「決算の参議院」
決算委員会
野党筆頭理事の仕事

1947年の第1回国会以来、参議院にのみ常任委員会として決算委員会が置かれていました。(国会法第41条3項14号)充実した決算審査を行い、それを後年度の予算編成や政策遂行に反映させるのが目的です。予算執行実績は省庁別に審査するほか、総理以下全大臣出席のもと全般質疑や総括質疑も行われ、野党筆頭理事は与党と委員会の開催日時や質疑時間の交渉、内閣に対する警告決議や措置要求決議、会計検査院への検査要請を取りまとめる他、政府の足らざる答弁に対しては、委員長席に詰め寄ってそれを是正させるという重要なミッションがあります。

新元号「令和」の意味は「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味だそう。復興大臣に、文化をテコにした復興、特に心の復興についてご所見を伺いました。

奨学給付金制度の不備や、男性育休、フリーランスで働く女性の産休育休について質問した他、セクハラ・マタハラなど、あらゆるハラスメント根絶の為の国民民主党作成法案を、片山さつき男女共同参画担当大臣に提案しました。

2019
4/10
東日本大震災復興特別委員会
大臣所信に対する質疑

生の「一次情報」こそが力 現場で聞いた声を国会質疑に

母の質疑を初
傍聴。(1年半に
及ぶ申し入れの
結果、昨年7月
から参議院での
児童傍聴が可能
になりました)



本会議 大学修学支援法質疑
本会議 議事録全文掲載
P6 P7

2019
4/19
本会議 大学修学支援法質疑



NHKクロースアップ現代のキャスターを23年務められた国谷裕子参考人や東大名譽教授の北岡伸一参考人らにSDGやパリ協定を推進する上での国内課題についてご意見を伺いました。参考人からは「政治の意思が希薄」「政治家のメッセージが欠けている」「国会内のジェンダー不平等など」など厳しいご指摘を頂きました。

2019
4/17
国際経済・外交に関する調査会
参考人質疑

4月10日 東日本大震災復興特別委員会 大臣所信に対する質疑▶



ご存知ですか？

2 霞が関のリアル

霞が関の労働環境についてアンケートを実施したところ、1,006人の現役官僚や元官僚、そのご家族から回答があり、全体の7割以上の方が過労死認定基準を超える残業をしていることが明らかになりました。臨月の妊婦が明け方までサービス残業をしていたり、子どもたちと他愛ない会話も出来ず、一緒にお風呂に入ることも許されない、そんなママパパが溢れる霞ヶ関・永田町の現状を変えるため、私たちも動きます。

参考WEBページ NHK政治マガジン

「官僚の妻・夫の叫び
～子どもが持てない、残業代がでない」

報道×政治の力

NHKの若い記者たちと共に課題解決に取り組んでいます



ご存知ですか？

3 「読み書き障がい」の子どもたち

発達障がい(学習障がい)の1つである読み書き障がいは、文字を読んだり書いたりすることが苦手で、テストの問題を解く力はあっても、それを解答用紙に記入することが出来ないという障がいです。読書バリアフリー法の立法に際しては、視覚障がいの方のみならず、読み書き障がいを持つ子ども達のための「音声読み上げ書籍」の充実にもこだわりました。

学校における読み書き障がいの合理的配慮の現状を質問主意書で確認

参考WEBページ NHK政治マガジン

「僕は漢字が書けません」



ご存知ですか？

1 立候補者の個人情報保護

統一地方選に立候補した女性から「落選したのに現住所や電話番号がネットにのったままになっているため自宅に男性が訪ねてきた」と聞き、総務省に確認したところ、そういった課題の把握はしているが実態調査はしたことがなく、現在は対応不可とのこと。昭和25年に定められた公職選挙法を拠り所とした住所の公開はあくまでも当選人であり立候補者ではありません。基、ネットの規定自体がありません。

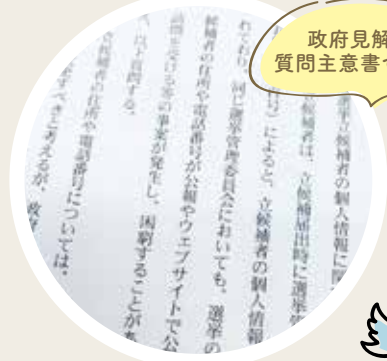
立法当時は住所などが候補者のことを知る為に有益な情報であったかもしれませんが、令和元年においてそれは本当に必要なのか？個人情報保護は立候補する者には適用されないのか？公開する、しないを選択することすら許されないのか？議論を深めていきます。

参考WEBページ NHK政治マガジン

「私の住所をさらさないで！」



政府見解を質問主意書で確認



2019 5/9

文教科科学委員会 大学修学支援法質疑

国民民主党として修正案を提出しました。残念ながら反対多数で否決されましたが、その内容は付帯決議に盛り込みました。



2019 4/25

内閣・厚労・文科委員会連合審査 子ども子育て支援法質疑



本来の教育無償化とは、家計の所得に関わらず全ての学生を対象に授業料や給付型奨学金を支給することであり、今回の法案のように政治的に生まれたものは必ず政治的に変質する。哲学なき高等教育無償化政策は必ず綻ぶ。法案の問題点と修正提案を述べました。

2019 4/23

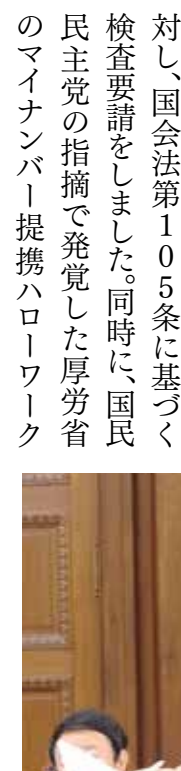
文教科科学委員会 大学修学支援法質疑

2019 5/28

文教科科学委員会 在京当番ルールに関する集中審議

文教科科学委員が、本来なら文科省周辺に待機すべき在京当番日に選挙区に戻っていた上、秘書運転の車があて逃げ事故を起こしていた問題について、集中審議を行いました。

厚労省の統計不正問題を受け、公的統計が法令に従い効率的・経済的に運用されているか？政策効果をあげているか？などのチェックをするため、実地検査などを行う権能を持ち、内閣から独立した機関である会計検査院に対し、国会法第105条に基づく検査要請をしました。同時に、国民民主党の指摘で発覚した厚労省のマイナンバー提携ハローワークサーバーが、整備費80億円をかけておきながら、利用率は想定0.08%だった件に関連し、総務省のサーバーについても大臣に事実確認したところ、整備費258.6億円。利用率は想定2.2%だった事が判明したことから、厚労省、総務省のみならず、政府全体のシステムに関する一斉点検も併せて会計検査院に要請しました。



2019 5/22

決算委員会 省庁別審査

厚労大臣に対し、大臣はこの法案を、女性は家事も育児もやりながら更にバリバリ働いてGDPをあげてくれという「経済文脈」で語っているのか？それとも非正規雇用や職業差別、賃金格差やハラスメント、シングルマザーの課題や育児・介護と仕事の両立の壁など、女性に未だに立ちはだかる、あらゆる不条理を解消する「女性の生き方文脈」で認識しているのか？まずその入口から聞かせてくれとお願いしましたが、お答え頂けませんでした。

2019 5/16

厚生労働委員会 女性活躍推進法質疑



2019 6/14

本会議 反対討論

本会議 議事録全文掲載 P.10 P.11



5月28日 文教科科学委員会 在京当番ルールに関する集中審議

2019 6/13

厚生労働委員会 児童虐待防止法質疑

昨年1月、愛知県で3つ子のママが生後11ヶ月の次男を床に叩きつけて死亡させた事件が起こったことでようやく知られるようになった多胎育児の課題について伺いました。併せて彼女が残された子どもたちを育てながら罪を償っていく為に欠かせない「地域の保護司」の課題についても厚労大臣のご所見を伺いました。



長期債務の残高が増加していることに対し、有効な対策を取れていない点や、歳出項目の硬化化により弾力的な政策運営ができていない点(社会保障関係費と国債費だけで歳出決算額に占める割合が56.1%に上る)他により、29年度決算に反対。内閣に対する警告決議案や措置要求決議案、国会法第105条に基づく会計検査院に対するの検査要請には賛成しました。

2019 6/10

決算委員会 反対討論

2019 6/5

本会議 児童虐待防止法質疑

質疑に先立ち東京都児童相談センターと一時保護所を視察し、現場の声を聞かせて頂きました。



2019 6/3

決算委員会 准総括質疑



5月16日 厚生労働委員会 女性活躍推進法質疑



大学等における修学の支援に関する法律案質疑

平成31年4月19日 国民民主党・新緑風会 伊藤孝恵

国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。私は、会派を代表し、ただいま議題となりました大学等における修学の支援に関する法律案について質問させていただきます。なお、答弁が不十分だった場合は再質問させていただきます。あらかじめ申し上げます。

質疑に入る前に、与党の横暴に対し、強く抗議をいたします。皆さんの都合により勝手に増やした参議院定数6のコストを賄うため、参議院議員の歳費を削減する法案を与党の数の力で押し切ろうとするなど、余りにも道理がありません。国民民主党は、自民党が法案を提出した2月8日、同じ日に対案を出しています。昨日は更なる対案を出し、複数の選択肢を示しています。これらに聞く耳も持たず、強引に成立に向けてひた走る与党の姿勢に強く抗議をいたします。

また、副大臣、大臣の辞任も相次いでいます。一人は、国交副大臣の肩書をちらつかせながら、自分がそんたくをするとの国の直轄調査にできちゃうと浅はかな自慢をして辞任。もう一人は、大臣クラスの自分が復興以上に議員が大事と言えばさぞや彼女の支援者たちは盛り上がるだろうと、非道極まりない比較をして辞任。自分たちが持つ肩書という権力についての認識はしっかりできているのに、その権力は誰のため、何のために使うべきかを忘れている、残念な権力者たちの情けない辞任劇でした。

総理の任命責任は余りにも重い。参議院規則第38条2項による予算委員会を開会を強く求めます。

さて、本法案は、衆議院においては、学校教育法、国立大学法人法、私立学校法、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案との一括審議がなされました。本来、つにできるはずもない、審議のポイントが全く違う法案を束ねるのは、やはり間違っています。本院では切り分けて審議することになったことこそ、その証左です。ぎりぎりのところで立法府のあるべき姿に立ち戻っていただいたのは、熟議の府である参議院の矜持とも言える裁定だと感じております。熟議とは、熟慮し議論することです。自らの意見を述べるとともに、他者の異なる意見を聞き、納得したり、自分の誤りに気付いたりしながら意見を修正していくことです。この十分間が熟議に資する内容となるよう努め、以下、柴山文部科学大臣に質問させていただきます。

まず初めに、日本における公的学学生支援の根拠である憲法26条と教育基本法4条の教育の機会均等に基づき政府が負う学学生支援義務と公的負担による家計の教育費負担軽減の必要性について、大臣の御所見をお聞かせください。

次に、本法案の目的は進学格差の是正でありますが、一方で、これらの施策が非進学者から進学者への所得の逆進的再分配という側面を持つことから、不公平感の拡大が指摘されています。制度が始まるとされる2020年の18歳人口はおよそ117万人。うち100万人弱が大学や短大、専門学校に進学しますが、20万人強は就職するため、何のメリットもないばかりか、消費税増税によつて負担は増えることとなります。大臣は、この不公平感の是正についていかなる考えをお持ちか、お聞かせください。

日本政府は、2012年9月に、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約における無償教育の漸進的な導入に対する留保を撤回しました。そのため、本来であれば速やかに高等教育無償化に向けた具体的な施策を実施する責務があったにもかかわらず、5年以上もの長きにわたって放置された理由は何だったのか、教えてください。

加えて、本法案による支援措置の対象範囲は住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の者に限られており、不十分と言わざるを得ません。対象範囲の拡大を検討すべきと考えますが、大臣の御所見をお聞かせください。



また、漸進的無償化の今後の見通し、いつどのようなスケジュールで、幾らの予算を要求し、何を財源として更に進めていくのか、具体的にお示しください。そもそも、支援措置の財源は、本年10月1日に予定されている消費税増税に係る増収分が充てられることになっておりますが、政府は、予定どおり消費税率を引き上げるかどうか、リーマン・ショック級の出来事がない限りとの留保を付し、いまだはつきりお答えになりません。にもかかわらず、自民党の幹事長代行は、インターネットテレビ番組では、6月の日銀短観次第では増税延期もあり得ると放言しています。では、この法案は一体どうなるんですか。

教育に関わる大事な施策は、不安定な財源ではなく、安定した財源の下で継続して行われるべきです。安倍総理の新しい判断で増税が見送られてもきちんと財源を確保

できるよう、附則第4条、消費税の収入のくだりに「等」「など」を追加して、消費税以外の財源も活用できるよう一部修正を加えるのが適当だと考えますが、大臣の意見をお聞かせください。

附則の第1条には、増税が行われなかった場合は支援措置を先送りできるという書いてあります。であれば、本法案はなぜ日切れ扱いなのでしょう。消費税をどうするかを決めてから、変更のない情報を学生に届けた方が混乱はないと思うのですが、大臣の御見解をお聞かせください。

また、増税を見込んで学費を便乗値上げする大学が出てきた場合、それに対して文科省はどう対応するか、計画をお聞かせください。高過ぎる入学金や授業料の更なる高騰をまさか黙認されることはなからうとは思いますが、念のため確認させていただきます。

最大の懸念は、本法案の施行による国立大学の授業料減免制度の縮小、制度の後退の可能性です。現在、各大学が様々な工夫を凝らして実施している授業料減免においては、中間所得層の学生もその対象となり得ています。しかし、新たな制度に統一された場合、授業料減免の対象範囲が狭まり、これまで支援を受けてきた学生は、今後は支援を受けられなくなります。したがって、各大学の主体的な取組を阻害することのないよう配慮する規定を盛り込むべきと考えますが、大臣の見解をお示しくください。

例えば、両親と子供二人の家族4人世帯の場合、現行では、世帯年収464万円まで全額免除、680万円まで半額免除の対象だったにもかかわらず、新制度では、世帯年収270万円までが全額免除、380万円までの支援にとどまります。中間所得層である多くの御家庭で教育費の負担が増え、今減免対象になっている在校生も途中で支援を打ち切られる事態が濃厚です。

大臣、制度の後退を引き起こさないためには、各大学がこれまでどおりの基準で減免が行えるよう、運営費交付金等で財政措置をしていくしかありません。適切な金額を算出するには、在校生の保護者の課税証明書を取り寄せ、世帯年収を確認し、新制度からはじき飛ばされる生徒を認定した上で、手当てに必要な金額を算出、概算要求に間に合わせなければなりません。8月31日まで残された時間は僅かです。必要な調査を迅速に実施し、概算要求していくおつもりがあるのか、明確に御答弁をお願いいたします。

そもそも、本法案が提出されるに至ったきっかけは、2017年5月3日に安倍総理が憲法改正案に高等教育の無償化を盛り込むと宣言し、その後、9月に、衆議院の解散理由を述べた記者会見において、突如、社会保障と税の一体改革で決まっていた消費税増税分の使い道を幼児教育や高等教育の無償化等に充てると言い出したことに始まります。所轄官庁での具体的な議論をしないまま大枠を政治的に決めたために、これまでの高等教育や奨学金制度の効果について検証もせず、高等教育の到達点とはどこか、大学教育が卒業後の人生においてどんな意味があるのかという素朴な疑問にも、誰も答えることができません。

総理には、無償化に対する哲学を感じません。政策の重み、思想の重みもあります。多くのメディアで大学卒業後のローン返済に苦しむ学生の姿が度々取り上げられ、大学進学のコスト負担が同じく顕在化していた待機児童問題とともに、子育て世帯の不安を形成していました。そこに懸案の消費税増税と憲法改正を結び付け、これ幸いとはかりに選挙に利用しただけです。

柴山大臣、政治的に生まれたものは政治的に変質します。哲学なき政策は必ず綻びます。子供たちに投資する意味、無償化に対する哲学が総理にあるなら、制度の後退が起こり得る深刻な事態であるのに無償化を実現するなど、軽々しく言えないはずですよ。

本来の無償化とは、家計の所得にかかわらず全ての学生を対象に授業料を免除したり、給付型奨学金を支給したりすることです。子供の学びや育ちに線引きは必要ない、そう思われませんか。

柴山大臣、今日は、どこからコピーしてきたような、家庭の経済事情により教育の格差を是正し、貧困の連鎖を断ち切らねばなりません。耳触りのいい答弁は要りません。本法案に魂を吹き込むため、本法案をより良くするための修正に御尽力いただきたい、制度が後退しないよう、運営費交付金の措置を御検討いただきました。ただひたすらそのことをお願いし、私の質問を一旦終わらせていただきます。

■文科科学大臣 柴山昌彦氏からの回答

伊藤議員からのお尋ねにお答えいたします。最初に、政府が負う学学生支援義務と公的負担による家計の教育費負担軽減の必要性についてお尋ねがございました。教育基本法第4条第3項は、憲法第26条第1項の精神を具体化したものであり、能力がありながら経済的理由によつて修学が困難な者に対しては、国や地方公共団体が積極的奨学措置を講じることが定めております。このため、これまでも日本学学生支援機構による奨学金事業など公的負担による家計の教育費負担軽減に努めてまいりましたが、今回の新たな修学支援措置により、一層の負担軽減を図ってまいります。

次に、非進学者の不公平感についてのお尋ねですが、高校卒業後に進学せずに働く者との公平性に留意しながらも、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることを踏まえ、今回の支援措置は、真に支援が必要と考えられる低所得者世帯に限って経済的負担の軽減を図るものであります。本措置は、進学を希望しても家庭の経済事情で諦めていた子供たちに、大学、短期大学、そして高等専門学校、専門学校への進学の道を開くものと考えており、支援を受けた学生が多様な分野で学び、活躍できるようにすることを期待しております。

次に、高等教育の無償化が5年以上もの長きにわたって放置されてきた理由であります。国際人権A規約では、無償教育の漸進的な導入について、その範囲や方法を含め、具体的にどのような方法を取るかは加盟国に委ねられております。平成24年に高等教育の漸進的無償化を留保撤回して以降、文部科学省においては、給付型奨学金を平成29年度から実施するとともに、希望者全員への貸与の実現など、無利子奨学金の更なる充実等、高等教育への進学支援の充実を図ってきたところであります。

次に、支援措置の対象範囲拡大の検討のお尋ねであります。新たな支援措置は、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることなどを踏まえ、真に支援が必要な低所得世帯に限って実施するものです。一方、この対象範囲にかかわらず、これまでも奨学金制度の充実を図ってきたところであり、支援対象の拡大は、必要な安定的財源の確保に加え、低所得世帯以外はこの奨学金の拡充により進学機会が開かれていることや、先ほど議員自らが御指摘のような、進学せずに働く者との公平性を十分に踏まえて慎重に議論する必要があると考えております。

文部科学省としては、財政や進学率など、その時々状況を総合的に判断しながら我が国における無償教育の漸進的導入に努めているところでありまして、その具体的なスケジュールや予算財源について今お示しすることは困難です。

次に、消費税以外の財源活用についてのお尋ねであります。今回の支援措置は、消費税収を社会保障4経費に充てる消費税法の下、制度として確立された少子化に対処するための施策として、本年10月の消費税率引上げによる増収分を活用し、安定財源を確保して実施することとしており、御指摘のような法案修正は考えておりません。

いずれにせよ、消費税率の引上げについては、政府としては、反動減等の十二分な対策を講じた上で、法律で定められたとおり本年10月に10%に引き上げる予定であります。

次に、本法律案を日切れ扱いとした理由についてのお尋ねであります。高校生の早期の進路選択に資するよう、機関要件を満たす大学等のリストの公表、日本学学生支援機構への奨学金の予約申込みなどの必要な準備行為を、法案の成立後、夏頃までに行う必要があることから、法案の日切れ扱いをお願いしたところがあります。なお、文部科学省としては、消費税率の引上げが本年10月に行われる予定であることを前提に、来年4月からの新制度の実施に向けて着実に準備を進めていく方針です。

次に、増税を見込んだ学費の便乗値上げのお尋ねであります。大学の学費は、基本的には、各大学がそれぞれの教育研究環境を勘案しながら適切に定めるべきものと認識しております。消費増税を理由とした学費の値上げについては、合理的な範囲を超えたものとならないよう、各大学において説明責任を果たしていただくことが重要と考えております。今回の支援措置の趣旨に反するような学費の値上げが行われることのないように、制度の趣旨の周知にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

次に、各大学の主体的な取組を阻害しない配慮規定のお尋ねであります。今後、各国立大学において、新制度を踏まえてどのように対応するかをそれぞれ検討することが必要となります。新制度においては対象とならない学生等も生じ得るところであり、当該学生の学びの継続を支援する観点から、減免の事由や家計基準の実態や国立大学における減免基準の考え方を見極めつつ、何らかの配慮が必要かどうか検討を試みたいと考えております。配慮する規定を法案に盛り込むべきとのお尋ねであります。各大学が新制度の支援措置に加えてどのような対応を行うかについては、各大学それぞれが検討、判断し、新しい基準を策定していくことになると考えており、法案に配慮規定を盛り込むことは必要ないと考えております。

次に、授業料減免について、制度の後退を引き起こさないための財政措置についてのお尋ねでございます。文部科学省としては、各国立大学に対して調査するなどして、より詳細な状況を把握した上で、新たな制度の趣旨を踏まえ、しっかりと対応してまいりたいと考えております。



児童虐待防止対策の強化を図るための 児童福祉法等の一部を改正する法律案 質疑

令和元年6月5日 国民民主党・新緑風会 伊藤孝恵

国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。私は、会派を代表し、た
いま議題となりました法律案について質問させていただきます。

児童虐待を許さない、そう誰かが叫ぶたびに、私は一瞬痛みを
感じます。自分だって、子育てをする中で、怒ったりいら立ったり
電車の中で大声で泣く我が子の口を押さえたこともあるから
です。児童虐待は人ごとではありません。だからこそ、こんな
不完全な私と共に生きる娘たちが、また彼女たちのみならず、
この国に生まれた全ての子供たちが愛され、抱き締められて育つて
ほしいと切に願い、以下、質問させていただきます。

昨年3月、東京都目黒区で、パパ、ママ、もうおねがい、ゆるして
と、覚えての平仮名で両親に許しを請いながら5歳の短い生涯
を閉じた女の子のふびんを思い、多くの官僚や議員が、立法院に
いる自分たちに何ができるかを考え、奔走したことがここに至る
原動力だったと思います。

我々国民民主党も、一家が転居前に暮らしていた香川県に
行き、現地の関係者から話を聞かせていただきました。そこで
預かった声を児童福祉法等の改正案としてまとめ、昨年6月、
野党共同で提出いたしました。残念ながら、それは審議される
こともなく、今年1月には、またしても千葉県野田市で10歳の
女の子が虐待により命を絶たれました。いつまでこんな悲劇を
繰り返すのか、我々の案をせめて見ていただきたい、大きな焦り
と無念を感じてきました。

まず、児童福祉司の増員について安倍総理に伺います。児童
相談所において児童虐待を含めた諸問題に直接的に関わって
おられるのが児童福祉司の方々です。香川県で話を伺った際も
とにかくこの児童福祉司が足りないのだと悲痛な声を寄せ
いただきました。我々は、まずここに手当てすべきだと考え、野党案
にその増員規定を盛り込みました。その後、政府も、児童福祉司
の増員に言及した対策プランを決定しました。にもかかわらず、
今年3月に提出された政府案には、児童福祉司の増員について
触れられておりませんでした。なぜですか。

今般、衆議院において、与野党の先生方の御努力の下、本法案
が全会一致をもって調えられたことは大変意義深いことです。
しかし、なぜこの児童福祉司の増員について明記することは許
されなかったのか、理由をお聞かせください。児童福祉司の数を
法制化して増やしていくことにどこからどんな異論があったのか、
教えてください。本法案の中に、総合的に勘案して定めると書き
込むだけでは、勘案した結果、人数は1：1倍が妥当でしたなど
と結論付ける余地を残してしまいます。これでいいのでしょうか。
政府のプランによる対策のみで、どのように現場の声に応え、
児童相談所の体制強化を図っていくのか、本当に実効性のある
ものになっているのか、プランの具体的な内容と総理の見解を
お聞かせください。

次に、中核市及び特別区における児童相談所の設置について
伺います。千葉県野田市を管轄している柏児童相談所は県の
ものです。柏市は中核市ですが、事件が起きた当時も現時点に
おいても、市の児童相談所は所在しておりません。この柏市のみ
ならず、中核市における児童相談所の設置は一向に進んでおり
ません。もちろん、それぞれの市が抱える事情はあることは承知
しておりますが、それでも、どんな事情があるにせよ、児童虐待
防止に取り組まないと、選択肢はないはずで

衆議院厚生労働委員会に参考人として出席した、中核市で
ある明石市の泉市長は、基礎自治体である中核市だからこそ
必要、大切なのは腹をくくることが、人がいないのであれば育てる
ことなど々と答弁されています。

総理に伺います。中核市や特別区の児童相談所の必置義務化
については、既にその必要性が長年にわたって指摘されている
にもかかわらず、本法案にも結局盛り込まれませんでした。なぜ
ですか。自治体からの反対の声があるから、時期尚早だからと
説明されましたが、誰からのどんな反対の声ですか。では、一
いつになったら時期尚早ではなくなりますか、お答えください。
児童相談所をつくるお金はないと市長がおっしゃるのであれば、
国は何ができるのか考えませんか。児童相談所の設置など必要
ないと区長がおっしゃるのであれば、つくる動機付けに奔走しま
せんか。政府案には、中核市や特別区が児童相談所を設置できる
よう支援を行うとの検討規定が盛り込まれました。どんな支援
でしょうか。これまで設置が進まなかった中核市及び特別区に
対し、これまでの支援とどこが違っているのか、本法案によつて
どのくらい設置が促進されると見込んでいるのか、総理の御所見
を伺います。

総理は、何よりも子供の命を守ることを最優先に、あらゆる
手段を尽くすと度々おっしゃいます。であれば、あらゆる事情を
のみ込んで、設置を義務化すべきではありませんか。また、5年間
という支援期間は余りに長過ぎます。一時保護所の拡充と併せて
再考いただけませんか、御答弁ください。

次に、児童が転居した場合の引継ぎに
ついて伺います。我々は、転居時の引継ぎ
強化の重要性を訴えております。今回、
修正協議において、その趣旨を御理解
いただき、法文に明記していただいたこと
については感謝いたします。しかし、野党案
では、転居前に当該児童に指導等の措置
がとられていた場合、転居後1か月間は
措置を解除してはならないとしていた
部分、1か月という明確な期限を定め、
引継ぎを徹底するところまでは受け入れ
ていただけませんでした。そこで、総理に
伺います。これまでの事件を教訓に、期間
を明確に定めて措置を継続することは
不可欠だと考えますが、これを書かない
理由について見解を伺います。特に、東京都
目黒区、千葉県野田市の事案において、
転居時の引継ぎ強化なしに彼女たちの
悲鳴を聞きに行けたのか、本法案をもつて
すれば救えたのか、2人の女の子からの
命懸けの問題提起です。御答弁ください。

体罰の禁止についても伺います。我が国

が批准している児童の権利条約にも規定されている内容が盛り
込まれたことは、大きな一歩です。今後、この体罰とは何を指すか
について厚生労働省からガイドラインが示されるとのことですが、
誰が、いつ、どのように検討するのか、根本厚生労働大臣、お答えください。
他方、懲戒権の検討について、本法案では、施行後2年を目途
に検討することとしております。先日、法制審議会に今月中にも
諮問する旨を発表されたこと承知しており、大変迅速に動いていた
のだと思います。ですが、そうであれば、果たして2年という検討
期間に必要なのか。衆議院厚生労働委員会の附帯決議では、
民法の懲戒権の在り方については早急に検討を加えることされて
おります。法務大臣に伺います。懲戒権の規定の在り方について、
具体的に、誰が、いつ、どのように検討するのか、既に決まっている

内容も含めて、具体的にお答えください。あわせて、本法案の検討
規定で定められた2年という期間について、附帯決議にある、早急
に検討との時間的整合性についても見解を伺います。報道に、体罰
禁止規定、懲戒権の検討などの文字が躍るたび、友人たちから、
お箸の持ち方が違うと手をたたいてしまった私は罰せられること
になるのか、宿題をやらなかったからおやつはあげないと言ったら、
これも懲戒に当たるのか、そんな素朴な疑問が私の下に寄せられ
ます。体罰や懲戒の線引きや定義の議論をする過程についてはどう
か努めてオープンに、慎重に、また、子育て世代の多くの実感や現実
を取り入れていただきたいと存じます。両大臣の答弁を求めます。

児童虐待をしてしまった保護者に対する再発防止のための
支援プログラムについて伺います。子供の安全をまず何よりも
守る、虐待する親と引き離す。それが必要なのは間違いないありま
せん。しかし、それだけで子供たちは幸せになれるのか。どんなに
虐待されても、子供は目を閉じ、まぶたの母、まぶたの父を求める
といいます。子供の安全を確保した上で、親には変わるチャンス、
宿題を課す。それを乗り越えてきたなら、親子の再統合を試みる。
親が親になっていくチャンスを確保しつつ親権制限をしていく
仕組みというのが、今の日本にはありません。

本法案には、保護者支援プログラムが野党案の一部を取り入れ
る形で盛り込まれましたが、努力義務にとどまっております。この
ようなプログラムを意欲的に受けたいと申し出る保護者は少ない
と思われる中、支援が必要なのは確実に受けてもらう必要があ
るからこそ、野党案では義務化としました。保護者への指導
実施に当たり、本法案でどのような実効性を担保できるという
のか、総理の見解を伺います。

最後に、内密出産について伺います。児童虐待によって亡くな
った子供たちは、平成15年から27年度までに636例、678人
おります。そのうち、0歳児の割合は46.2%、中でも、0歳0か月
0日0時間、つまり産声を塞がれて命を奪われた赤ちゃんが
18.3%と、虐待死の中で一番多いのです。我々は何う、家族観や
宗教観を超えて議論を始めなければなりません。総理、匿名で
出産し、子供は後に出自を知ることができるよう内密出産について、
御所見をお聞かせください。

幾ら子育て支援センターを充実しても、その支援が届かない、
窓口に母子手帳を取りに来ることすらできない母親がこの国
にはいるのです。たくさん課題があるうかと思えます。議論すら
必要ないと言いつける議員も数多くおります。しかし、今も生き
ているはずの命がそこにあります。御答弁をお願いします。

我々国民民主党は、これからも児童虐待防止に圧倒的当事者
意識を持つて取り組むことをお約束し、私の質問を終わります。



■内閣総理大臣 安倍晋三氏からの回答

伊藤孝恵議員にお答えいたします。児童福祉司の増員の法的
根拠及び新プランでの対応についてお尋ねがありました。児童
福祉司の増員については、今後の虐待相談対応件数の増加や
ケースの複雑化に応じて、機動的な対応が必要です。こうした
観点から、児童福祉司の配置数については、従来から政令におい
て定めることとしており、政府案においては児童福祉司の具体的
な数値を盛り込まなかったところです。また、修正案においても、
与野党協議の結果、配置数は盛り込まれず、人口や相談件数、
市町村における事務の実施状況を総合的に勘案して定める
こととされているものと承知しています。お尋ねの昨年12月に
策定された新プランについては、現在約3千人の児童福祉司を

2022年度には約5千人体制とすることなどを内容として
おり、今後、このプランや修正案で示された勘案事項に基づいて、
着実に児童相談所の体制強化を図ってまいります。

中核市、特別区の児童相談所の設置義務化及び一時保護所の
拡充についてお尋ねがありました。中核市、特別区における児童
相談所の設置は、身近な地域で子育て支援から虐待対応までの
切れ目ない一貫した対応につながるものであると考えています。

一方、人口規模や当該自治体の有する人材などの状況も様々で
あり、一律に義務化することは適切ではないなどの意見が地方
団体等から寄せられています。
こうしたことを踏まえ、政府案においては一律の義務化とは
していません。また、修正案においても、与野党協議の結果、必置
義務は盛り込まれなかったものと承知しています。国としては、
今後、施設整備や人材確保、育成など、児童相談所の設置に向け
た支援を抜本的に拡充してまいります。設置の見込みについては、
既に、児童相談所を設置する方向や、設置する方向で検討中の
自治体が数多くあり、こうした取組を通じて児童相談所の設置
を推進してまいります。

5年間の支援期間については、施設整備や人材育成、確保など
には定期間が必要であり、5年間の集中支援期間を設定して
おります。さらに、3月の関係閣僚会議で決定した抜本的強化に
おいて、一時保護所が安心、安全な場となるよう、個別的な対応が
できる職員体制の強化や環境整備を促進することとしています。
具体的な支援内容については、一時保護所等の現場の実情を踏ま
えた上で、今後検討してまいります。

転居後の措置解除の制限期間の法的根拠についてお尋ねが
ありました。修正案においては、転居前後における措置解除の
制限期間を法定化することは盛り込まれていないものと承知
していますが、政府としては、仮にこれを具体的に法律で定めた
場合は、現場の画一的な対応を招く可能性もあるのではないかと
考えています。転居などに際して子供の安全を確保していくため
には、目黒区や野田市の事案も踏まえて、関係機関による支援や
保護は切れ目なく継続されることが重要であり、修正案の規定
やこれまでの転居前後の引継ぎルールなどにのっとり、適切に
対応してまいります。

保護者支援プログラムについてお尋ねがありました。政府と
しては、修正案に規定された児童虐待を行った保護者に対する
医学的又は心理学的知見に基づく指導について、保護者支援
プログラムの活用推進を定めた3月の関係閣僚会議決定に基
づき、専門人材の養成や活用方法の周知など、その実効性を確保
するための仕組みを構築してまいります。

いわゆる内密出産についてお尋ねがありました。内密出産制度については、例えばドイツにおいて、予期せぬ妊娠をした妊婦が、妊娠相談所での相談後もお実名を伏せて出産することを希望する場合に医療機関において実名を伏せて出産できることとし、養子縁組につながる制度があると承知しています。こうした諸外国の制度について厚生労働省において調査研究を実施しているところですが、一般論として、子供の出自を知る権利をどう考えるか、出産後に実親が養育しない子供が増加するのではないかなど、我が国においては多岐にわたる課題があると考えています。政府としては、予期せぬ妊娠に対応していくため、教育や相談体制の整備などを進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。

■厚生労働大臣 根本匠氏からの回答
伊藤孝恵議員にお答えいたします。体罰禁止に関するガイドラインの検討スケジュール及び議論の場についてお尋ねがありました。体罰の禁止に関するガイドラインについては、公開の場で有識者の方からの御意見をお伺いしながら、具体的な内容を検討していきます。また、ガイドラインの作成やその周知には一定の期間を要することから、施行日である2020年4月1日に円滑に施行できるよう、法案成立後速やかに検討の準備を開始することとしています。

■法務大臣 山下貴司氏からの回答

伊藤孝恵議員にお答え申し上げます。まず、懲戒権の規定の見直しに向けた検討方法等についてお尋ねがありました。懲戒権の規定に関しては、本月20日に法制審議会の総会を臨時に開催し、その見直しに向けて新たに諮問をすることとしました。そのため、今後は法制審議会において見直しに向けた調査審議が進め

られることになり、具体的な議論の進め方等についてもそこでの議論に委ねたいと考えています。

また、本法律案においては、法律の施行後2年を目途として懲戒権の規定の在り方について検討を加える旨の条項が定められており、衆議院厚生労働委員会においても、それを前提として早急に検討を加える旨の附帯決議がされたものと理解しております。法務省としては、これらの趣旨を踏まえ、できる限り早期に結論を得ることができるよう鋭意検討を進めてまいります。次に、懲戒権の規定の見直しに関する議論の進め方についてお尋ねがありました。御指摘のとおり、懲戒権の規定の見直しに当たっては、親権の行使として許される行為とそうでない行為との線引き等についても議論を深める必要があると考えております。懲戒権の規定の見直しについては国民の間にも様々な意見があるものと承知しており、その検討過程においても、議論の状況等を国民一般に公開し、広く国民の意見を聴取しながら、充実した議論が行われるよう努めてまいります。



平成29年度決算の是認に対する反対討論

令和元年6月14日 国民民主党・新緑風会 伊藤孝恵

国民民主党・新緑風会の伊藤孝恵です。私は、会派を代表し、平成29年度決算の是認に反対、平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、国有財産無償貸付状況総計算書の是認に反対、内閣に対する警告に賛成の立場から討論を行います。

長年、決算委員会での熟議に心血を注いでこられた又市征治先生が入院される前、毛筆で伊藤孝恵様と書かれた封書を事務所に届けてくださいました。そこには、平成15年1月に当時、参議院改革協議会座長でいらした青木幹雄先生が参議院議長に宛てた決算の早期審査のための具体策について結論を得た旨の報告書を始め、我が国において決算審査結果を予算審議に反映させる仕組みが確立していないがために財政統制が不十分であることを憂い、先人たちがそれを何とかして変えようとしてきた軌跡やその意義、また、国会法第105条による会計検査院への検査要請を活発化させ、その結果をもって決算委員会の審議を充実さ

させることへの執念がしたためられた資料が入っており、ここを見てくれとばかりにピンク色の蛍光ペンで何か所にもラインが引かれておりました。

この度、決算委員会による警告決議措置要求決議が全会一致をもって調えられるに至ったのは、調査室や委員部の皆様を始め、石井みどり委員長、各党の理事、委員の皆様、何より決算重視の参議院の矜持を体现される西田昌司与党筆頭理事の御尽力があつてのことと、心より御礼申し上げます。決議の中には、与党にとって大変厳しい内容のものも含まれておりましたが、俺がて政府に言いたいことあるんやとばかりに西田筆頭理事が御奮闘いただいたのだらうと想像するところであります。

だからこそ、ただ1件、のみ込んでいただけなかった米軍普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設に係る事業の実施状況についての会計検査院への検査要請については、与野党に政策の違いはあつたとしても、度重なる契約変更によって総工費が大きく膨張していることは紛れもない事実であり、又市先生が病床から託されたこの魂の要請のみが与党の反対によって合意に至らなかつたことは無念でなりません。



さて、本題に入ります前に、国家戦略特区ワーキンググループの座長代理が漁業法の規制緩和を求める申請団体に指南し、協力会社がコンサルタント料を得ていたのではないかとされる問題にも触れておかなければなりません。幾ら座長代理が反論しても、特区ビジネスコンサルティングの登記簿や座長代理が代表を務める政治団体の収支報告書が疑惑の存在を物語っています。幾ら平成27年10月のヒアリングの事実をなかつたことにしても、平成28年9月7日の議事要旨がそれを許しません。ヒアリングは非公式だったと言いつれば収束できると思つているなら、非公式の場で、民間委員からの提案一つで、水産庁長官が調査を命じる通達を出し、漁業法を改正したことになつてしまい、事態はより深刻になります。

安倍総理が透明でフェアな議論が行われていると再三述べるワーキンググループは、もはや利益相反によだれを垂らすブラックボックス集団と言つても過言ではありません。我々国民民主党

は、国家戦略特区の見直し法案を今国会中に再度提出するとともに、座長代理のような民間委員が、公務員であれば収賄罪に問われるような行為をしても罰することができない現在の法律の水漏れを塞ぐため、民間人が国会に係る審議の過程で知り得た情報又はその地位を自らの利益のために使用することを禁じる法律を提出する予定です。

それでは、以下、平成29年度決算に反対する理由を申し述べます。反対の第1の理由は、長期債務の残高が増加していることに對し、有効な対策を取れていない点です。

平成29年度末の国債及び借入金残高は1,087兆円となり、前年度末から16兆円増加し、5年連続で1,000兆円を上回つております。特に、将来の税收で返済しなければならぬ普通国債残高の増加は著しく、平成29年度末には853兆円と、この10年間で311兆円増加し、税收のおよそ15年分に相当する規模となりました。まさに、今の世代が受益したツケを将来世代に先送りしている状況です。もうこれ以上、財政健全化について責任ある者が見て見ぬふりをすることは許されません。

反対の第2の理由は、歳出項目の硬直化により、弾力的な政策運営ができていない点です。平成29年度決算において、社会保障関係費32.5兆円と国債費22.5兆円だけで歳出決算額に占める割合が56.1%に上るなど、歳出項目の硬直化が続いています。今後とも社会保障関係費と国債費の増加が見込まれる中、現在は低金利により利払い費が低く抑えられておりますが、金利上昇局面ではこの利払い費が急増することも懸念されます。社会保障改革が財政に与えた影響を分析し、それを今後に生かしていくことこそが、決算的観点から何よりも重要です。しかし、見直すべきところを見直していないため、長期的視点に立つた弾力的な政策運営ができておらず、子供を産み育てやすい環境整備のための予算が不十分であったり、就職氷河期世代への雇用機会の確保、中高年を含めた引きこもり対策が不十分であったり、また小さな命をつなぐための児童虐待防止対策など、喫緊の課題への対応が十分ではありません。よつて、このような29年度決算を是認することは到底できません。

反対の第3の理由は、安倍内閣による経済政策の破綻は明らかであるにもかかわらず、それを取り繕ひ続けている点です。安倍総理はしきりにアベノミクスの成果を喧伝されますが、問題は、成果とされているものが実感を伴っていないことです。毎月勤労統計における二連の改ざんや偽装では、消費者心理や経済を分析する上で重要な指標となる実質賃金がかさ上げされており、実態は大きく低下していたことが明らかになりました。事実、世論調査などでは、多くの国民が景気回復を実感できていないと回答しております。アベノミクスの効果は全国津々浦々に行き渡つてなどおりません。

このような中、政府は本年10月に消費税率の引上げを行おうとしています。逆進性が高く、低所得者ほど負担が大きくなる消費税率の引上げを今行うことは本当に現実的なのでしょうか。国民の将来への不安を取り除くどころか増幅させた政府による平成29年度決算を是認する理由は見当たりません。

以上が、平成29年度決算に反対する理由です。

次に、内閣に対する警告に賛成する理由を述べます。

毎月勤労統計における改ざん事案、公的機関における障害者の法定雇用率未達成や防衛装備品に係るコストデータベースシステムの不適切整備など、極めて重大かつ深刻な事案を生じさせた政府に對して、猛省を求め、遺憾の意を表明するとともに、抜本的な改善や措置の実施を強く求める今回の7項目の警告には賛成をいたします。

また、官民ファンドの在り方や高齢運転者による交通事故防止の取組、男性育休の取得推進、児童虐待防止のための児童相談所等の業務改善など、決算委員会における我が会派の質疑に基づくものも含む17項目の措置要求決議についても賛成いたします。

あわせて、公的統計の整備に関する業務の実施状況や政府情報システムの整備、運用、利用の状況など、会計検査院に対する検査要請5項目についても賛成いたします。

老後2,000万円不足問題では、自民党は金融庁に抗議し報告書の撤回を求めたと聞いております。麻生金融担当大臣は、御自身の諮問機関である審議会からの報告にもかかわらず、受け取らないと言ひ、森山国対委員長は、報告書はなくなつた、二階幹事長は、参議院選を控えており、候補者に迷惑を掛けたくないようにとおっしゃつたそうです。年金の真実を選挙前に公表することは迷惑なのですね。だから、財政検証も出てこないのですね。

決算重視である我々参議院は、行政を監視し、衆議院の間違ひを正し、国民からの負託に応える使命があります。報告書をなかつたことにしても、大臣が受け取らなくても、公的年金だけでは老後が不安定であるという事実は消えませんが、当委員会の締めくくり総括質疑では、我が党の大塚耕平参議院会長の指摘により、年金給付開始年齢を政府が65歳から70歳に意図的に先延ばしするかのような詐欺的誘導をしている実態も明らかにになりました。かくなる上は、年金100年安心は、国民が安心という意味ではなく、制度が100年安心という意味でしたと正直に訂正し、国民の皆様にはまず謝罪、その上で、私たちが生きる社会は大きく変わったので社会の仕組みも変えていかなければならぬ、年金の議論をちゃんと始めます、国会全体で取り組みます、そう言つて、参議院規則第38条2項に基づく予算委員会を開催し、大いに議論したらいいではありませんか。

私たちは、自らの責務にのっとり、ただすべきことをただすべきです。この当たり前から逃げてはいけません。国民民主党はこれからも新しい答えを提案していく努力を惜しまないことを表明し、私の討論を終わります。

